

平成29年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人 にじ色会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	平成29年12月7日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取市福祉部高齢社会課 事業者管理係 現担当課：鳥取市福祉部地域福祉課 指導監査室

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	法令に従い、定款の公表がなされていない。定款の公表については、インターネットの利用により行うこととされており、原則として、法人（又は法人が加入する団体）のホームページへの掲載により公表すること。（法第59条の2第1項）	賀露みどり保育園ホームページ上に5月に掲載済である。
2	業務執行理事について、貴法人定款第15条の規定では、理事長以外の理事のうち、2名を業務執行理事とするとなっているが、現在1名しか確認できない。については、貴法人定款に準ずること。（第45条の16第2項、貴法人定款第15条）	業務執行理事追加として1名選出予定である。
3	理事会の決議を要する内容では、評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定等することとなっているが、議事録に決議の内容の分かる記載が見受けられなかった。については、法定決議事項に準ずること。（法第45条の9第10項、別紙2定款例<説明>3理事会）	次回より開催する理事会で詳細を決定し、議事録に記載を行う。
4	理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準については、法人の透明性を確保するため、評議員会の承認後、公表することが義務付けられているが、公表されていない。公表については、インターネットの利用により行うこととされており、原則として、法人（又は法人が加入す	賀露みどり保育園ホームページ上に5月に掲載済である。

	<p>る団体) のホームページへの掲載によること。  (法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号、規則第 10 条第 1 項)</p>	
5	<p>経理規程について、貴法人は、会計省令に基づく適正な会計処理のために必要な事項の規程内容が欠落や表現の乖離がある(経理事務の範囲、残高の確認、退職給付引当金等)。ついては、社会福祉法人のモデル経理規定に準拠した内容に改め、定めるべき規定を追加修正すること。(留意事項 1 の(4))</p> <p>なお、経理規程に合せた細則等、貴法人の諸規程も条文整理すること。(貴法人定款第 40 条)</p>	<p>次回開催理事会において規程の追加修正を行う。そのために関係機関との協議が必要。</p>